東京都労働相談情報センター八王子事務所からのお知らせ

平成２７年度「東京都中小企業ワークライフバランス実践支援事業」のご案内
≪新たな取組が追加されました！≫
～ 人材の確保や仕事の効率化のためにご活用ください！ ～

東京都では、仕事と生活との両立支援体制の整備といった「働き方の見直し」に取り組む、都内に本社をおく労働者数３００人以下の中小企業等に対し、助成金の支給や専門家派遣を行っています。

■　ワークライフバランス推進助成金　■

1　経費助成

社内研修や、在宅勤務、モバイル勤務といった多様な勤務形態の実現など、ワークライフバランスの推進にかかる経費を助成します。

≪ＮＥＷ！≫

◎介護を理由とした休業等に伴う代替要員の人件費

◎女性の職域拡大を目的とした、トイレ、ロッカー、仮眠室の整備費用

【取組事例】

社内研修費用（講師代・会場使用料）、社外研修参加費用、在宅勤務制度やモバイル勤務制度等の新規導入費用、ファミリーデー（職場見学会）実施費用、社内ニーズや満足度調査分析費用、社内普及啓発ポスター作成費用、法を上回る育児介護休業制度の導入　等、社内事情に合わせて複数の取組が可能です。

※ 対象となる研修：育児や介護と仕事の両立、休業者復帰時支援、ライフ・キャリアプランニング、女性の活躍の推進、長時間労働削減　等

◆　助成率・限度額等（最大２００万円）

※助成率１／２・限度額１００万円

（助成限度額は毎年度あたり１００万円、助成期間は最大２年度以内）

◆　主な申請資格

※常時雇用する労働者を２名以上雇用している都内中小企業等であること。

※従業員の仕事と子育ての両立を図るための取組について申請する場合、「とうきょう次世代育成サポート企業」に登録が必要です。

◆　**申請期間**

平成２７年１２月１６日（水）まで（お電話で申請日をご予約ください。）

【電話受付時間】９：３０～１２：００・１３：００～１６：００

※土曜日、日曜日、祝祭日を除きます。

Ⅱ　仕事と介護の両立奨励金　≪ＮＥＷ！≫

「仕事と介護の両立に関する取組」（下記①～⑤）をすべて実施した場合に助成します。

【取組事例】

① 相談窓口の設置及び研修会等への参加
② 仕事と介護に関する従業員ニーズ調査
③ 従業員への社内制度の周知
④ 働き方の見直し
⑤ 社内外への計画等の発信

◆　**助成額**

４０万円（定額）

◆　**助成期間**

平成２７年度限り

◆　**主な申請資格**

常時雇用する労働者を２名以上雇用している都内中小企業等であること。

◆　**事前エントリー受付日**

電話受付日に専用電話へ連絡し、申請のエントリーを行ってください。

【第１回】５月１５日（金）
【第２回】６月１５日（月）
【第３回】７月１５日（水）
【第４回】８月１９日（水）

◆　**電話受付窓口**

労働相談情報センター事業普及課企業支援係

受付専用電話　03-5211-2251
受付受付時間　9:30～12:00・13:00～16:30

詳しくは、http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/equal/ryoritu/index.html をご覧ください。

■　ワークライフバランス推進専門家派遣　■〈無料〉

社会保険労務士や中小企業診断士等の専門家による「働き方の見直し」の推進に向けた具体的な助言・提案が受けられます。

【取組事例】

育児･介護関連規程の整備・運用（マニュアルの作成）、就業規則の整備（短時間正社員・在宅勤務制度の導入、勤務体制の見直し）、長時間労働削減・環境整備、助成金の活用　等、社内の状況に合わせた助言・提案が受けられます。

◆　派遣回数・時間
　１企業あたり５回まで（原則１回につき２時間以内）

◆　**申請期間**
　平成２７年１２月１６日（水）まで
　※予算の範囲を超えた場合は、申請期間内でも受付を終了します。

■　申請・問い合わせ先　■

東京都労働相談情報センター八王子事務所
電話　０４２-６４５－７４５０
※企業等の所在地に応じて都内６カ所の事務所で受付しています。

詳しくは、http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/equal/ryoritu/index.html をご覧ください。